

発行 町 16
 川 28
 TEL 120
 編集 課
 総務 1968.7.20号

六月定例町議会終る

助役選任、補正予算等可決

六月二十九日第五十七回定例町議会を開いて、次の案件を議決した。

一、事業繰越計算書について
 昭和四十三年度に事業を繰越していた。中学校敷地災害復旧工事は八七三、四四円で工事継続中であつたが六月十二日完成した。

一、母子健康センター代替措置に關する条例の一部改正
 母子健康センターの利用者に対する町補助四五〇〇円を六五〇〇円に増額した。

一、昭和四十三年度一般会計補正予算
 地方改善事業敷水道路第三期工事一、二、三六七千円について予算代迄の措置として債務負担行為の補正を行う。

一、国民健康保険条例の一部改正と補正予算について
 本年度保険税の賦課基準を次のように改める。

所得割 百分の一、八六
 資産割 〃 四五、八〇
 被保険者均等割一人につき 九二〇円
 世帯割 〃 二、六六〇円
 補正予算における保険税は一、三、八八千円となり当初予算九、九六三千円に対して一、四二五

（県庁内）に届け出て下さい。

一、日時 八月十六日午前九時から午後三時まで

二、場所 肱川町役場

三、検定手数料
 主な計量器の検定手数料は、次のとおりですが当日ご持参下さい。

棒ばかり	二十kg以下の場合	五円
台手動ばかり	百kg以下の場合	七十円
ばね式指示ばかり	百kg以下の場合	五十円

参議院議員通常選挙終る

前回より三、三六パーセント上回る

参議院議員通常選挙は、去る七月七日に執行された。肱川町の有権者は三、二四一人で投票者二、五二三人、投票率七七、八五パーセント、前回（昭四〇年）より三、三六パーセント上回る成績であつた。投、開票の結果は次のとおりである。

上甲 武	六七二票
井上定次郎	一一一票
堀本 宣実	一五七〇票
高田 かん	七二票

千円の増額となる。この理由は保険給付費の増加によるもので、前年度支出額二八、九三九千円に対し本年度は三二、二六一千円となる見込みである。

一、助役の選任について
 肱川町助役谷本恒雄氏は七月十日任期満了につき再選することについて満場一致同意した。

一、町内山林野の売買について
 本会議の一般質問者は次の通り

一、岡村議員
 一、部落運営協議会について

一、福山議員
 一、保養センターの誘致について

山口議員
 一、早害対策について

同人

計量器の定期検査を受けよう

計量法の規定で、次の日程により計量器の定期検査を行いますから日常使用する計量器は必ず検査を受けて下さい。

なお、差支えのため当日検査を受けることのできない場合は、役場又は県計量検定所（松山市一番町

第一投票所（役場）	七九、二二
第二 〃 （岩谷小）	六二、六六
第三 〃 （宇和川集会所）	七二、九四
第四 〃 （大谷小）	八三、〇二
第五 〃 （中津小）	七七、三九
第六 〃 （予子林小）	八五、一一
第七 〃 （中居谷集会所）	八八、九五

〇全国選出議員の状況
 全国選出議員の候補者は九十三人であり、そのうち、当町において得票のあった候補者は六十七人である。得票者の上位は次のとおりである。

最高者 二宮文造	三二四票
二位 若林正武	二〇二票
三位 中村順造	一九四票

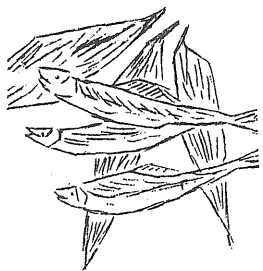
〇無効投票
 無効投票は地方区で八十八票、三、四九パーセント、全国区で一九六票、七、八八パーセントであつた。

林業だより

肱川土場木材相場表

長寸	寸類	すぎ	ひのき	まつ	その他
4	7cm下	90	91		ザツバルブ
	8上	62	64		1.5m~2.1m
	12上	63	97		未口6cm上
	16上	65	95	37	1.6円70銭
4.20	30上	68	98	42	マツバルブ
	7下	60	60		1.5m~2.1m
	8上	45	50		未口6cm上
3.0	13上	78	120		21円50銭
	16上	60	99	30	マツ箱材
	7下	25	27		1.8m~2.1m
3.2	8上	20	22		未口13cm上
	13上	78	120		27円~31円
	16上	60	99	30	
2.0	7下	25	27		
	8上	20	22		
2.1	13上	78	120		
	16上	60	99	30	
1.0	12上	20	22		
	13上	20	22		
6.0	12上	20	22		
	13上	20	22		
足場	1mつき	55~98			

本表は 肱川町内の自動車土場の価格です（才当り）
 故に 運賃や市場手数料など差し引いたものです



乾しいたけ相場表

県森連しいたけ共同販売所に於ける 相場

- 入札の月日 43年7月10日
- 入札の箱数 750点 18887kg
- 価格 高値 2.530（香信）
 （K当り） 平均 1.470
 安値 700
- 概要
 全般に重量物、小粒系の品が多かつた事と品質の低下から前回より平均200円安。
 上物は買気活発で香信箱物向きのものは2.000~2.400円と強かつた。今後の見通しは上物は強保合、下物は弱保合の傾向と思われる。
 次回市 7月28日

夏の防犯

夏に多い性犯罪

川 防 犯

毎年夏になると、女性に対する乱暴や、いたずらなどの性犯罪がふえてきます。

性犯罪は、普通の犯罪とちがって、被害にかかると女性の場合にも大きな問題があります。

そこで、被害者側の女性が次のことに気をつけて夏を楽しく過ごしていただきたいのです。

◎ 服装に注意

ニューモードも時、所を考えてほどほどにしましょう。

◎ 夜は明るい道を

暗い夜道にはオオカミの目が光っています。帰りがおそくなつた時は、少し遠回りをして、明るい人通りの多い道を選びましょう。

◎ 知らない男の甘いことばに

「送りましたよ」などとさわられても、こんなセリフにだまされないようしっかりと心構え、態度で自分自身を守りましょう。

◎ 被害はすぐ警察へ

警察は、被害者の秘密を厳重に守ります。もし、乱暴やいたずらなどをされたときは、

食中毒

サルモネラ菌にご用心

食中毒と、ひと口に云ってもその種類や原因はいろいろで、細菌性、化学物質、自然毒などまちまちですが細菌性のものももっとも多く発生します。その細菌の一つであるサルモネ

勇氣を出してすぐ警察へ届け下さい。

◎ 夏休み中の不良化を防ごう

ことしも長い夏休みがはじまります。

少年達は一年中で一番楽しい時期です。しかし、規則正しい学校生活から離れて、のびのびと生活できるので、ちょっとしたことからの不良化することが多い季節です。

夏休み中のこどもの不良化から守るため次のことに気をつけましょう。

○ 友だち同士でキャンプやハイキングなどに行くときは、その日程や行き先などをよく調べて、無理な計画や悪い計画がないよう導いてやる。
○ 外出先をはっきりさせ、無断外出をさせないようにする。とくに、夜間外出には注意する。
○ 子どもの物持には注意して危険な刃物類や不良雑誌などを持たさないようにする。

又、ネコが食べた後にする糞便が食品をよこして、それが人にうつすのです。

このサルモネラ菌のよく繁殖する食品は、獣肉、魚肉、牛乳、卵などの食品のほか、しばもち、おはぎ、納豆、かまぼこ、ちくわ、てんぷらなど加工品に多くみられます。

しかも此の菌が増殖しても食品の外観、におい味などが変わらないから困ります。

この菌は一般に発病率が高く食べた人の八〇〜九〇パーセント以上が発病するといわれていますが死亡率は低く一〜二パーセントとなっています。

サルモネラ菌は摂氏六〇度で三分、一〇〇度で五分から六分で死滅する菌です。

サルモネラ菌中毒の予防は食品をよく煮てたべること、ネズミ、ゴキブリ、ハエのたいじとともに、イヌ、ネコ等の排泄物で食品がよごされないように注意しましょう。

食中毒患者が

出た場合には

1. 食中毒患者がでた場合は、原因となった食物の種類
2. 食べた量
3. 食してから中毒のおこるまでの時間
4. 吐物や便は医師に見せられるようにしておくか、又はよく観察しておく必要があります。

食べてから一時間か二時間でおこってくるものは、その食物にすでに毒物が含まれていた場合、食してから半日近くたっておこってきたものは、食物についていた細菌などが繁殖して産出した毒物によるもので、細菌性食中毒に多くみられます。

菌などが繁殖して産出した毒物によるもので、細菌性食中毒に多くみられます。

患者の一般状態がおちついたらお茶、果汁などからあたえはじめます。

水分の補給は早くから始めてよいのですが、食物は一日か二日後からはじめ、スープ、オマジリから次第に増していきます。このさいでんぶん質からはじめ脂肪分はさいごにします。

夏休みを迎えて

七月にはいると、子どもはもう夏休みへの期待に胸をふくらませています。

この期待と生活のなかで、子どもさんひとりひとりに、夏休みに真の意義を理解させることが大切です。

そこでおとうさん、おかあさん方は、次のような事柄を考えながら、子どもさんの夏休み中の生活指導に心がけましょう。

一 家庭学習

一学期の学習内容の復習とか動物の飼育、観察など、自発的に学習計画を立てさせて、子どもさんの毎日の生活を充実したものにし、二学期の発表を期待に満ちたものにするような生活を送らせましょう。

そのためには、子どもさんの自主性を尊重して、その学習計画に「やる気」を持たせるような、あたたかい指導と生活環境をつくるのが大切です。

師と相談して、毎日の規則正しい生活と夏の健康増進に心がけましょう。

健康診断などで治療が必要と認められた病気は、夏休み中に完全に治療しておきましょう。

また、登山、キャンプ等に参加する機会が多いと思われるが、このようなときには、子どもさんの健康状態や経験ゆたかなリーダーがいるかどうかを確かめるなど事故防止に万全を期して下さい。

とくに交通安全については、くりかえし注意し、かわいい子どもさんを交通事故から守りましょう。

生活行動

夏休みの解放感から、ともしれば放しゅうな生活におちいつたり非行グループに走ったりする事例があります。

夜遊び、交友関係、好ましくない環境などに十分注意して規則正しい生活を送らせよう心がけて下さい。

また、教師と両親が、学校の相談室を利用するなどして教育相談を行ない、子どもさんの生活行動に真剣にとり組むことが大切です。

季節の

しいたけ管理

おくれ梅雨
今年には異常乾燥の後、すぐ大雨洪水注意報が発令され、まったく目まぐるしい今日この頃である。

いよいよ本格的な梅雨に入り連日雨が降り、うっとうしい気候になってきたが、この雨もただ単にうっとうしいばかりでなく恵みの雨である、地域によっては飲料水不足の解消、また農家にとっては待ちに

待った雨であり、このためにおくられていた田植も一挙にできるというものである。また身近なところで椎茸生産者においてはこの春接種したホダ木が、今までの異常乾燥のために活着、伸長がおくれ気味のものもあつたが、この雨でホダ木も充分に水分をとりもどし活気を見せつつある。また半面雑菌の発生伸長も旺盛になり、現在どこでも多くゴムタケ菌(黒褐色でさわるとフヨフヨして乾くと小さくちぢむ)が発生しているが、これが大量に発生することはどちらかといえ湿度が高すぎる場合が多いので速やかに処置をする必要がある。椎茸管理の重点を要約すると、その時期、その気象にマッチした栽培管理を迅速に実行することが必要である。尚現在の急務椎茸作業を列記すると……

一 仮伏せのまま本伏にしていけないものは……

一 活着を確認後速やかに本伏に移し日覆いを充分にかけて通風に留意する。

一 裸地を本伏中のものは……

一 梅雨期の管理で一番大切なことは下草を広く刈り通風をよくする。

一 林内え本伏中のものは……

一 干天つときに補充した日覆いがそのままだと湿度が高すぎる場合が多いので日覆いの加減に留意する。

一 追而梅雨明けとなり、夏型の気象配置になった場合は……

一 先月号干ばつに備えてのしいたけ管理を参考にしてください。

林業改良指導員

花火による火災を防止しよう

花火は、昔より夏の風物詩として親しまれてきた。

しかし、この花火による火災が年々増加している現状を考えますと、その取り扱いには十分な注意が必要です。

以前は、大掛りな花火大会による火災が多かったものですが最近では、火災予防の見地から大掛りな花火大会が大分制限されたのに引きかえ、街の玩具店等で売られている子どものオモチャの花火による火災が増加してきました。

オモチャの花火による火災は本来の使用目的以外に使用することか取扱い上の不注意が原因となつています。

家庭において花火遊びをするとき、子どもに花火をあたえるときには、次の事項を守って、花火の正しい使い方、取り扱い方に十分注意を払いましょう。

- (一) 気象状況のは握
強風のとき、空気が乾そうしているときは、絶対に花火遊びをしない。
- (二) 花火の選定と監視
子どもに花火をあたえるとき

毎月五日は

肱川町子どもの日

この日は、町の皆さんが、月に一度、とくに青少年のことを考え、なにかを執行する日です。肱川町社協では、子どもに関する行事及び会合は、総て五日子どもの日を選ぶことを勧めて

は、年齢等に応じた花火を選び、ちょっと危険と思われる花火は、おとなの監視のもとで使わせる。

(三) 花火の性状と場所の選定
花火にはいろいろの種類があり、その性状もおのおのちがった特徴を持っています。

花火の種類をよく見分け、その性状に応じた危険のない場所を選んで花火遊びをさせる。

(四) 正しい使い方
花火に付記されている使用方法をよく読んでから使用する。

(五) 火災に備えて
万一に備えて、必ずバケツ等に水を用意しておく。

(六) 後始末の確認
使用後の花火に、水や土をかけ、残り火の処置を確実にする。

(七) 完全管理
花火は、火気から離れた、日の当たらない風通しのよい場所におき、子どもがポケットに入れて遊んだり、花火をほどこいて火薬を混合したりしないよう注意する。



去る七月五日も中学校で社協の青少年児童部会を開き、夏期における子どもの健全育成について協議した。

又その日は同じく中学校で夏の水の事故に備えて人口呼吸法の講習を大洲警察署より講師を招き、先生、生徒及び父兄を交じえて熱心に教わった。なお、人口呼吸法の講習会も五日に行なう。

町の人口動態

		6月30日現在	
世帯数	1,232戸	出生	8
男	2,660人	死亡	8
女	2,676		
計	5,336		

【注意】

小川にゴミは

捨てられません

下水道、河川、湖沼、その他公共の水域に、ごみ、ふん尿等を捨てることは清掃法第十一條によって禁止されております。

ごみの処理は埋めるか焼却するようにして、絶対に河川等に捨てないようにして下さい。

なお、これから川などでは子供達が水泳などをしますのでゴミ等は捨てないようにみんなが心がけましょう。



水 泳 の 心 得

1. 決められた場所，時間以外には泳がない。
2. 水泳に自信のある年長者と同行する。
3. 家族に行き先，同行者，帰宅時刻を知らせてから行く。
4. 病氣中，空腹時，食後，激しい運動の直後などには泳がない。
5. 水にはいる前には必ず準備運動をする。
6. 徐々に体をぬらしてから静かに水にはいる。
7. ひとりで離れて泳がない。
8. 水泳中は，わるふざけをしない。
9. 長い時間泳がないで，時々水から出て体をあたためる。
10. 水泳後は真水でからだや，目を洗う。



⑨ 広報を読み終わったらこちらを表にしてよく見えるところにはっておいてください。